

◎新潟県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
朴平地区	村上市朴平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朴平(2)地区	村上市朴平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	村上市朴平	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢地区	阿賀野市草水	次の図のとおり	土石流
桑原沢川地区	阿賀野市草水	次の図のとおり	土石流
小松(1)地区	阿賀野市小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小松(2)地区	阿賀野市小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下谷内下地区	上越市柿崎区東谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東谷内地区	上越市柿崎区東谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下谷内上地区	上越市柿崎区東谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東谷内下沢地区	上越市柿崎区東谷内	次の図のとおり	土石流

東谷内上沢地区	上越市柿崎区東谷内	次の図のとおり	土石流
峠地区	上越市柿崎区金谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水地区	上越市柿崎区金谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金谷小沢(2)地区	上越市柿崎区金谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)